

\*\*\*\*\*

平成 2 7 年 第1回臨時会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号（4 月 2 8 日）

○議 事 日 程	.....	1
○出 席 議 員	.....	1
○欠 席 議 員	.....	1
○遅 参 議 員	.....	1
○早 退 議 員	.....	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	.....	1
○議会事務局出席職員	.....	1
○開 会 宣 告	.....	2
○開 議 宣 告	.....	2
○議会運営等諸般の報告	.....	2
○日程第 1	会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2	会期の決定について	2
○日程第 3	報告第 1 号 専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を 改正する条例）	2
○日程第 4	議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度 上富良野町一般会計補正予算（第 1 6 号））	6
○日程第 5	議案第 2 号 平成 2 7 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 号）	7
○日程第 6	議案第 3 号 泉町南団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契 約の締結について	1 1
○閉 会 宣 告	.....	1 3
...		



○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について 4月28日 1日間  
第 3 報告第1号 専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）  
第 4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度上富良野町一般会計補正予算（第16号））  
第 5 議案第2号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）  
第 6 議案第3号 泉町南団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約の締結について

---

○出席議員（14名）

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 佐川典子君  | 2番  | 小野忠君  |
| 3番  | 村上和子君  | 4番  | 米沢義英君 |
| 5番  | 金子益三君  | 6番  | 徳武良弘君 |
| 7番  | 中村有秀君  | 8番  | 谷忠君   |
| 9番  | 岩崎治男君  | 10番 | 中澤良隆君 |
| 11番 | 今村辰義君  | 12番 | 岡本康裕君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 西村昭教君 |

---

○欠席議員（0名）

---

○遅参議員（0名）

---

○早退議員（0名）

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長     | 向山富夫君 | 副町長    | 田中利幸君 |
| 会計管理者  | 藤田敏明君 | 総務課長   | 石田昭彦君 |
| 町民生活課長 | 鈴木真弓君 | 産業振興課長 | 辻剛君   |
| 建設水道課長 | 佐藤清君  |        |       |

---

○議会事務局出席職員

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 林敬永君  | 次長 | 佐藤雅喜君 |
| 主事 | 新井沙季君 |    |       |

午前9時00分 開会  
(出席議員 14名)

### ◎開会宣告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。これより平成27年第1回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

### ◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長(西村昭教君) 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

今臨時会は4月24日に告示され、同日議案等の配布をいたしました。今臨時会の会期日程等その他の内容は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案第1号から第3号までの3件及び報告第1号の1件であります。なお、議案第3号工事請負契約の締結につきましては、本日議案をお手元に配布しましたので御承願います。今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 佐川典子君

2番 小野忠君

を指名いたします。

### ◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いま

す。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

### ◎日程第3 報告第1号

○議長(西村昭教君) 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)の報告を行います。本件の報告を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(鈴木真弓君) ただ今上程いただきました報告第1号 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。国におけます平成27年度の税制改正法案の成立が、平成27年3月末になりましたことから、3月定例議会におきまして、上富良野町税条例等の一部を改正する条例につきましては、町長の専決事項として議決をいただきました。今年度につきましては税制改正法案が、3月31日参議院において可決され同法案が成立し、3月31日公布されましたので、直ちに改正条例の公布をする必要があるため、平成27年3月31日に上富良野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をいたしましたので、御報告申し上げます。

この税制改正は経済情勢等を踏まえ経済再生の観点から、軽自動車税にグリーン化特例の導入と二輪車等の税率引き上げの1年延期、個人町民税のふるさと納税に関わる特例控除額の上限の拡充、たばこ税の特例税率の縮減及び廃止、国民健康保険税の課税限度額を改正し、法令改正に合わせて所要の改正を行うものであります。今回の上富良野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、その主な改正点を御説明申し上げます。1点目は軽自動車税について、一定の環境性能を有する軽四輪車等についてグリーン化特例を導入するものであります。また、二輪車等の税率引き上げの時期を延期するものでございます。2点目はふるさと納税の特例控除額の上限を引き上げるものです。3点目はたばこ税について、旧3級品製造たばこの特例税率を4段階で縮減を廃止するものであります。4点目は国民健康保険税について課税限度額の改正を行うものです。以上が主な改正点であります。以下、議案を朗読し御説明申し上げます。報告第1号。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町税条例等の一部を改正する条例。  
次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の  
議決により指定された町長の専決処分事項について、次  
のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例（別紙のと  
おり）。

平成27年3月31日。

上富良野町長、向山富夫。

1ページをごらん願います。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

第1条、上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条  
例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただ  
き、条を追ってその主な改正点のみの説明とさせていた  
だきますので、御了承願いたいと思います。

第2条は、行政手続きにおける特定の個人を識別する  
ための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、法人の  
条文を加えるものであります。

第18条は、法の条文の整理であります。

第23条は、地方税法の改正による法文の整理であり  
ます。

第31条は、地方税法の法人町民税均等割の税率適用  
区分である、資本金等の額に関わる改正に伴う所要の整  
備であります。

第33条は、地方税法の改正に併せて所得税における  
国外転出時課税の創設により、個人住民税所得割の課税  
標準の算出において当該譲渡所得を所得税法の計算の  
例によらないものとするものであります。

第36条の2は、法人番号を追加する条文の整理であ  
ります。

第36条の3は、地方税法の改正に伴う条文の整理で  
あります。

第48条及び第50条は、法人税の改正に伴う条文の  
整理であります。

第51条は、減免の申請期限について、各市町村の実  
情に応じて規定することを明確化した、個人番号または  
法人番号等の条文の整理であります。

第57条及び59条は、地方税法の改正による条文の  
整理であります。

第63条の2は、個人番号または法人番号等の規定を  
追加するものであります。

2ページをお開き願います。

第63条の3は、個人番号または法人番号等の規定を

追加するものであります。

第71条は、減免の申請期限について各市町村の実情  
に応じて規定することを明確化した個人番号または法  
人番号等の条文の整理であります。

第74条及び第74条の2は、個人番号または法人番  
号の規定を追加するものです。

第89条、第90条、第139条の3は、減免の申請  
期限について各市町村の実情に応じて規定することを  
明確化した個人番号または法人番号等の規定を追加す  
るものです。

第149条は、個人番号または法人番号の規定を追加  
するものです。

附則第4条は、地方税法の改正による条文の整理であ  
ります。

附則第7条の3の2は、個人住民税における住宅ロー  
ン制度の適用期限の延長について規定するものです。

附則第9条は、ふるさと納税の申告特例の規定につい  
て追加する条文を整理するものであります。

3ページをごらん願います。

附則第9条第2項から第4項、附則第9条の2は、ふ  
るさと納税の申告特例の規定について追加する条文を  
整理するものであります。

4ページをお開き願います。

附則第10条の2は、わがまち特例の創設に伴い割合  
を定める規定を整備するものであります。

附則第10条の3は、個人番号または法人番号の規定  
を追加するものであります。

附則第11条及び附則第11条の2、附則第12条及  
び第13条、附則第15条は、「平成24年度から平成  
26年度」を「平成27年度から平成29年度」に適用  
する年度を改正するものです。

附則第16条は、一定の環境性能を有する軽四輪車等  
に対するその燃費性能に応じた税率の特例について定  
める条文の整備を行うものであります。

次に、5ページをごらん願います。

附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例を廃止す  
るものであります。

附則第22条は、個人番号または法人番号の規定を追  
加するものであります。

第2条関係です。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例の一部改  
正。

第2条、上富良野町税条例等の一部を改正する条例  
（平成26年上富良野町条例第7号）の一部を次のよう  
に改正する。

以下につきましても、条例の朗読を省略させていただ

きますので、御了承願いたいと思います。

6ページをお開き願います。

改正附則第1条及び第4条は、原則として平成27年4月1日から施行するもので、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用されることとされていた原動機付自転車及び二輪車に関わる税率について、適用開始時期を1年間延期するものであります。

改正附則第6条は、軽自動車税のグリーン化特例の附則第16条を改めるものであります。

第3条関係です。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

第3条、上富良野町税条例等の一部を改正する条例(平成26年上富良野町条例第9号)の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

改正附則第2条は、原則として平成27年4月1日から施行するもので、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用されることとされていた小型特殊自動車に関わる税率について、適用開始時期を1年間延長するものであります。

改正附則第1条は、原則として施行期日は平成27年4月1日から施行するもので、施行期日を別に定めている項目については、各号に定める日から施行するものです。

次に、7ページをごらん願います。

改正附則第2条は、町民税に関する経過措置について定めるものです。

改正附則第3条は、固定資産税に関する経過措置について定めるものです。

8ページをお開き願います。

改正附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置について定めるものです。

改正附則第5条は、町たばこ税の紙巻たばこ3級品に関する特例税率の経過措置について定めるものです。

次に9ページを御覧願います。

9ページから13ページについては、町たばこ税の紙巻たばこ3級品に関する特例税率について、平成28年度から平成31年度まで年度別の経過措置を定めるものを条文で整理するものであります。

14ページをお開き願います。

改正附則第6条は、特別土地保有税に関する経過措置について定めるものです。

改正附則第7条は、入湯税に関する経過措置について定めるものです。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

第8条、上富良野町税条例等の一部を改正する条例(平成25年上富良野町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正附則第1条は、原則として平成29年1月1日から施行するもので、施行期日を別に定めている項目については、各号に定める日から施行するものです。

次に、15ページをごらん願います。

上富良野町国民健康保険税条例の一部改正。

第9条、上富良野町国民健康保険税条例(昭和31年上富良野町条例第7号)の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

第2条第2項ただし書中は、基礎課税額に係る課税限度額の現行「51万円」を「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額に関わる課税限度額の現行「16万円」を「17万円」に引き上げるものです。

第23条は、介護納付金課税額に関わる課税限度額を現行「14万円」を「16万円」に、減額の対象となる所得の基準の改正により、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行「24万5千円」を「26万円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行「45千円」を「47万円」に引き上げるものであります。

改正附則第10条は、改正後の条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

改正附則第11条は、適用区分を定める規定で、新条例の規定は平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

以上をもちまして、上富良野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての報告といたします。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長(西村昭教君)** ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。3番、村上和子君。

**○3番(村上和子君)** 2ページの89条第2項中の所です。納期限7日を納期期限に改めるわけなのですが、7日前がなくなるだけで、今までの納期期限7日を過ぎた場合の取扱はどうだったのか。納期限を過ぎた場合の取り扱いは変わらないのか、取り扱いについてどのように変わるのか。

**○議長(西村昭教君)** 町民生活課長答弁。

**○町民生活課長(鈴木真弓君)** 3番村上議員の御質問にお答えいたします。これまでは納期限前7日となっておりますが「7日」をはずし「納期限」ということで定めさせていただきましたので、その日付について削除し

たものでございます。今までと変わらないという事で、ご確認願います。よろしくお願ひします。

**○議長（西村昭教君）**他にございませんか。4番、米沢義英君。

**○4番（米沢義英君）**今回の第2条関係と法人番号が設置されたという事で、これは我々住民にとってどういう利便性があるのか、あるいは広報では個人番号とは異なり官民間問わず自由に利用できますというふうになっているのですが、これはどういうものに利用できるのか。非常にわかりづらいので、具体的にわかればお伺ひいたします。

次に、個人情報については、第三者機関において適正に管理されているかどうか。この部分についてきっちり管理するよう規定されていると思いますが、どういう第三者機関を指しているのかお伺ひします。仮にこれが不正に利用されたとなった場合、監視や罰則等について改めてお伺ひしておきたいと思ひます。10月からマイナンバーが通知されることになっていますが、1月以降マイナンバーカードがなければ、定められた行政手続きについては取り扱いができないというふうに規定されていると思いますが、手続き上混雑など窓口の対応はどういうふうになるのか。大勢が一挙に来ることはないと思ひますが対応についてお伺ひします。

次に、国会等で改正された中身については、18年度から金融機関の新規口座開設にマイナンバーの記入を求められるというような話を聞きました。同時に特定健診の情報や予防接種の履歴等についても一元管理できるような対策を講じるというような話も聞かれておりますが、今国会において可決されるかどうか、情報としてよくわからないので、お伺ひします。

次に、企業において個人情報の目的外の利用を、名前などを伏せながら提供できるようにするというふうにも書かれていると思いますが、この点についてどのようになるのか確認しておきたいと思ひます。

**○議長（西村昭教君）**総務課長答弁。

**○総務課長（石田昭彦君）**4番米沢議員の御質問に、いろいろとわからない部分もありますけれども、わかる範囲での答弁なることを御了承いただきたいと思ひます。

マイナンバー制度がスタートするわけでございますけれども、マイナンバー制度につきましては広く国民の皆様様に11桁の個人の特定番号が付きます。この番号につきましては特定個人情報という事で、それぞれのお名前や住所といった個人を特定し得る情報をこれまで以上に厳しく管理をして適正に利用していこうという事になるんだろうと理解しておりますが、町においてもこ

れまでの個人情報保護条例またマイナンバー制度をスタートするにあたって整備しなければならない条例等を、今制定に向けて準備を進めているところであります。準備ができ次第、来るべき議会に上程させていただくことになっては思ひますが、特定個人情報につきましては、個人を識別し、また国においては総務省関係の税や住基、それから厚労省関係のいろいろな社会保障の仕組みを一元に管理できるような仕組みがされるという事で、例えば、これまで住民の皆さんがいろいろな社会保障等の利用にあたって、所得階層に応じた利用料等の設定をさせていただくわけですけれども、その時に所得の情報等を提供いただくわけですが、そういうものをマイナンバーを活用することで、面倒くさい手続きやたくさんの資料等を提供いただくなくても確認できるような仕組みができるという事で、国民の皆様にとっても非常に利便性が高まる仕組みなのかなと理解しております。また、先ほど言いましたように番号自体を厳しく管理していかなければなりませんので、町の個人情報保護条例においても、罰則規定においてはこれまでの個人情報保護条例以上の国の番号法に基づいた罰則規定が規定されておりますので、それらを準用するようなそういう仕組みも整えていかなければならないのかなと理解しております。いずれにしても今年の10月に国民の皆さんに番号が付与されますので、それ以降番号カード等の申請手続き等もあろうかと思ひます。システム等の導入についても進めていかなければなりませんけれども、窓口で混雑にならないように、窓口体制を整えながら準備を進めてまいりたいと考えております。

**○議長（西村昭教君）**町民生活課長答弁。

**○町民生活課長（鈴木真弓君）**4番米沢議員の御質問の1点目についてお答えしたいと思います。今回個人番号並びに法人番号を設定することによりまして、事業所等にその番号が振られることにより、こちらの方で事業所の申告に応じてその番号により整理をするものでございます。町民にとってそれが有効な活用となることは、個人番号と法人番号をきちっと管理することによって、皆様の所得ないしその管理について努めていくものでございます。

**○議長（西村昭教君）**よろしいですか。わかる範疇でお答えいただきましたが、再質問ございませんか。なければ他に御質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭教君）**なければ、これで本件の報告を終わります。



#### ◎日程第4 議案第1号

**○議長（西村昭教君）** 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第16号))を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（石田昭彦君）** ただいま上程いただきました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第16号))につきまして専決処分した要旨をご説明申し上げます。

本件は町営住宅整備事業において社会資本整備総合交付金の年度間調整が図られたことから、地方債から道交付金に財源の組み替えを行う事とあわせて、興農地区道営経営体育成基盤整備事業など8件の道営事業について事業費が減額で確定するとともに、工種の変更も含め地方債対象部分も減額となったことから財源の調整を行うことを内容として補正予算を調整し、3月31日付で専決処分を行ったところです。このことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会にご報告するとともに御承認いただくため本議案を上程するものであります。それでは以下議案の説明につきましては、議案を朗読し説明に代えさせていただきます。なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号。

専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

記。

処分事項、平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第16号)。

裏面をごらんください。

専決処分書。

平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第16号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日。

上富良野町長 向山富夫。

平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第16号)。

平成26年度上富良野町の一般会計補正予算(第16号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6、

523万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,321万円とする。

2、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款、国庫支出金、3,315万円。

15款、道支出金、2,128万円の減。

18款、繰入金、720万円。

21款、町債、8,430万円の減。

歳入合計6,523万円の減であります。

2、歳出。

6款、農林業費、5,532万円の減。

12款、予備費、991万円の減。

歳出合計6,523万円の減であります。

2ページをごらんください。

次に第2表地方債補正であります。冒頭申し上げましたように興農地区道営経営体育成基盤整備事業など8件の道営事業について事業費の確定に伴い地方債の限度額を減額補正するものであります。また、町営住宅整備事業につきましては社会資本整備総合交付金の年度間調整が図られたことから、地方債の貸付を受ける必要がなくなったことから廃止するものであります。

以上、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度上富良野町一般会計補正予算(第16号)の説明といたします。御審議いただき御承知くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（西村昭教君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

**○議長（西村昭教君）** なければ、これで質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（西村昭教君）** ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり承認されました。

## ◎日程第5 議案第2号

**○議長 (西村昭教君)** 日程第5 議案第2号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)について、議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

**○総務課長 (石田昭彦君)** ただいま上程いただきました議案第2号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)につきまして提案の要旨をご説明申し上げます。

1点目は、平成27年度予算に計上し実施を予定していた事業のうち平成26年度の国の補正予算において交付される地域住民生活等緊急支援交付金地方創成先行型の対象事業として、平成26年度一般会計補正予算(第15号)において計上した事業について当該事業費等の減額をするものであります。

2点目は、社会保障番号制度の導入に伴うシステム整備について総務省分の補助上限額が示されたことから当該事業費について、地方税システムの整備に係る町負担分を含め歳入歳出にそれぞれ所要額を計上するものであります。

3点目は、11の経営体から要望のありました経営体育成支援事業について北海道より配分額が示されたことから、当該事業費を歳入歳出にそれぞれ同額計上するものであります。

以上申し上げた内容を主要要素として財源調整を図ったうえで、財源余剰と見込まれる部分につきましては今後の財政需要に備えるため予備費に計上することで補正予算を調整したところであります。以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。なお、議決項目の部分につきまして説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号。

平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)。

平成27年度上富良野町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,370万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億7,070万8千円とする。

2、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表をお開きください。款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款、国庫支出金、1,336万7千円。

15款、道支出金、2,034万1千円。

歳入合計3,370万8千円。

2、歳出。

2款、総務費、309万2千円。

3款、民生費、86万3千円の減。

4款、衛生費、857万1千円の減。

6款、農林業費、2,034万1千円。

7款、商工費、335万3千円の減。

9款、教育費、19万6千円の減。

12款、予備費、2,325万8千円。

歳出合計3,370万8千円であります。

以上で議案第2号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)の説明といたします。御審議いただき御承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長 (西村昭教君)** これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。3番、村上和子君。

**○3番 (村上和子君)** 5ページの農業費補助金のところで経営体育成支援事業のところ。2,034万1千円ですが、何戸でどういった経営事業でしょうかお尋ねします。

**○議長 (西村昭教君)** 産業振興課長答弁。

**○産業振興課長 (辻 剛君)** 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。今回の事業対象者につきましては4戸という事で、人・農地プランの中心的担い手に指定されています農業者を対象にいたしまして、融資を主体とした機械導入に取り組む経営体に補助金が支払われる事業という事になっております。以上です。

**○議長 (西村昭教君)** よろしいですか。3番、村上和子君。

**○3番 (村上和子君)** どのような作物ですか。

**○議長 (西村昭教君)** 産業振興課長答弁。

**○産業振興課長 (辻 剛君)** 3番村上議員の御質問にお答えします。特に作物の指定があつての機械導入ではありません。以上です。

**○議長 (西村昭教君)** よろしいですか。1番、佐川典子君。

**○1番 (佐川典子君)** 7ページの十勝岳ジオパーク協議会。ついこの間私たち予算で検討させていただきましたけれども、360万円という数字についてももう少し説明をいただきたいと思います。

**○議長 (西村昭教君)** 総務課長答弁。

**○総務課長 (石田昭彦君)** 1番佐川議員の御質問にお答

えいたします。十勝岳山麓ジオパーク協議会負担金の360万円につきましては、26年度の補正予算第15号において御掲示をいただいたものを、国の交付金対象になったという事で今回予算から落とさせていただいている内容で、負担金の内容等については26年度の補正予算の時にとおむね御説明をした内容かなというふうに理解しておりますけれども、基本的に協議会をですね、美瑛町・上富良野町両町で設置をいたしまして、これからジオパークの認定に向けて頑張っていこうという事で、先般設立総会もあったことで新聞等でもご承知をいただいたという事だと思います。両町で協議会において720万円の予算で、協議会をスタートする運びとなりましたので、それぞれ両町360万円ずつを負担して、これから認定にあたってのいろいろな資料を作ったり、認定に当たってジオパークの各大会等に出席をしなければなりませんので、そういった旅費ですとか、委託料がこのジオパークの負担金の主な内容という事になっております。以上です。

**○議長（西村昭教君）** よろしいですか。11番、今村辰義君。

**○11番（今村辰義君）** ジオパークの件で、関連なのですけれども、先般雑談等で確認している方もおられるのですけれども、協議会の設立で先般総会もあって、そのあとの話も含めて聞きたいのですけれども。組織とか団体等。私問題があるなと思っていたのは、美瑛高校は入っているけれども上富良野高校は入っていないとか。あるいは体育協会は上富良野は入っているけれども美瑛は入っていないとか。いろいろ組織の摺合せができていないと思うのですけれども、協議会のための予算をつけているのですけれども、そこらへんどのような組織を作っていくのか。できてしまって変わらないのか。組織が平等でないような摺合せの問題があると思う。消防なんかもそうですね。向こうは入っているけれどもこちらは入っていないですね。そういったところについて町として問題点として認識しているのかも含めてお聞きしておきたい。

**○議長（西村昭教君）** 総務課長答弁。

**○総務課長（石田昭彦君）** 11番今村議員の御質問にお答えいたします。ジオパークの認定に当たっては、それぞれ官民一体となって特に民間のいろいろな活動と言いますか、ボトムアップをしていってジオパークの認定に向けて地域一体で努力をしていこうという事になっております。

そのような事から、昨年度から美瑛町と上富良野町両町で準備委員会を設立した中で、それぞれ民間事業者、民間の方々の御協力をいただいたり、いろんな学術の民

間の団体、それからジオパークについては自然の保全というばかりではなく、教育や地域振興というものも大きな要素として進めていくことになっておりますので、そういう業界の方、教育界の方、それから地域で様々な活動をされているような方達をですね、協議会に参加していただく機関として両町ですり合わせをしてきたところであります。議員のご発言にありました、例えば消防の組織ですとか、高校等につきましては、それぞれ美瑛の方は大雪の消防組合。こちらの方は富良野広域連合になりますけれども、そういう組織も入っていただき、高校についても美瑛高校・上富良野高校それぞれ設立総会のメンバーに入らせていただいておりますので、今入っているメンバーが全てということではありません。これからのいろいろな活動の中で「こういう団体にぜひ入っていただく。」とか、お声を掛けさせていただくような場面が出てくると思いますけれども、基本的には両町の事務局レベルでいろいろと調整をした中で、スタートを迎えたと理解しています。以上です。

**○議長（西村昭教君）** よろしいですか。7番、中村有秀君。

**○7番（中村有秀君）** 今の同僚議員の関連でございます。私も4月14日の設立総会の議案等も見させていただきました。総務課長も言うように4月14日の総会の資料の中では関係行政機関という事で、大雪消防組合が入っていて、富良野広域連合の消防という事がなかったんだけれども、14日の段階で組み入れられたのかどうか。それからもう一つは、南部森林管理所についてもですね、上富良野に森林事務所というのがあります。ですからそういうものも入れるべきではなかったのか。団体等では同僚議員もおっしゃったように、大雪消防組合は行政機関に入っていて、もう一つ団体等では大雪消防組合美瑛消防署が入っていて、富良野広域連合上富良野消防署は入っていない。美瑛町森林組合は入っているけれども、上富良野は富良野と合併して富良野地区森林組合になっているから、森林関係は富良野地区が関係しているので、これは入れるべきではなかったのか。団体として美瑛高校は入っているが、上富良野高校は。答弁の中では入っているという事になって、4月14日の総会になったのかどうか。それがわからないので一点は確認したいと思います。

それからもう一つはですね、組織の中で「目的及び事業に賛同する団体等で構成する。」という事で組織の規約第4条になっております。したがって、今後それらを拡大していくのかどうか。例えば、私どものやっている上富良野町郷土をさぐる会も、美瑛・上富良野の爆発に関係するいろいろな資料等も作っております。そんな関

係で美瑛にあるかどうかはわかりませんが、美瑛にあって、上富良野にない組織があるのも前回予特の中で私が質問したら14団体あるという事だから、14団体はこの中に網羅されていますけれども、今後その賛同する団体をどういう形で呼びかけるのかどうかという事が2点目。

3点目は、運営委員会というのがあります。上富良野町からは運営委員会にどういう方が立場で入っているのかという事でお聞きをし、運営委員長は総会の後に運営委員会があったのかどうか私は承知していませんけれどもそのような関係でどうなっているのか。

それから第14条の関係で事務局を置くという事になっています。会長の所属する構成町に事務局を置くという事だから、当然会長という事であれば美瑛だろうと思いますけれども。それらの関係について事務局長と事務局で上富良野からも事務局員として入っているのかどうか。それらを確認したいと思います。

それから専門部会という事で、5つの専門部会を設けることになっていて、今課長の言うようにいろんな分野で地域・普及部会、防災・教育部会、産業部会、観光・ツーリズム部会・行政部会という事になっております。専門部会は4月14日が総会ですからそのあとのような形で構成されているのかどうか、それらも確認をしたいと思います。以上です。

**○議長（西村昭教君）** 総務課長答弁。

**○総務課長（石田昭彦君）** 7番中村議員の御質問にお答えいたします。中村議員の資料がどのような資料か、私わかりませんが、先ほどお答えしたように、消防においては富良野広域連合それから上富良野消防署も団体の方に入っていて、先般の設立総会にもそれぞれ御出席いただきました。上富良野高校の校長先生も設立総会の時にも参加をいただいて、高校等も入っております。森林組合については美瑛の森林組合が入っていましたが、議員がおっしゃるように、こちらの方は富良野に森林組合が統合されたという事もありまして、設立の時にはお声をかけていなかった経緯にありますので、そういうことが今後お声を掛けさせていただく団体になるのかどうかも含めて、今後の検討課題にしていきたいと思います。これから当然賛同いただく団体も入っていただくわけですが、ちょうど今議員からもお話があったように、本町においては郷土をさぐる会という事で、十勝岳の噴火等も含めて地域の歴史を研究されているグループもありますので、これからのいろいろな進めの中でそういう活動団体にもぜひご協力をいただくようなことが必要であれば、お声を掛けさせていただく、そういう運びになるのだらうと思っています。

ます。いずれにいたしましても、ようやく今スタートした時点で、これから認定に向けてどのような形でどういった事をしっかりとやっていけばいいのか、地域の皆さんにボトムアップしていただくために行政の方でどういった投げかけが必要になってくるのかということがこれからの大きな課題になってきますので、地域の皆さんにジオパークに向けて地域全体で頑張ろうという機運を高めていくことも大切な事ですので、そういう活動を行政が引っ張っていければと考えております。

それから運営委員会のお話がありましたが、運営委員会につきましては議員の方からもお話がありましたそれぞれ賛同団体、スタートの時点で5つの専門部会を設置してございますので、それぞれ専門部会の部会長さんが運営委員会に入っていただくという事で、会長副会長含め、部会長さんが運営委員会を構成するような仕組みになっております。部会においては、この間の設立総会が終わった後にそれぞれ各部会に分かれていただいて部会長さん・副部会長さんを選任いただきました。ちょっと今手元にその時の会議録を持ってきておりませんので詳しくはわかりませんが、行政部会は別だったのですけれども、残りの4つの部会で部会長さん、副部会長さんを決めてもらいましたが、4つの部会の中で美瑛の方が3つの部会長さんに選任されております。上富良野町からは1つの部会で部会長さんが選任されておりますので、そういった意味で運営委員会にも上富良野のリーダーの方もおひとり運営委員会に参加いただくような、そんな仕組みになっております。

それから、事務局においては会長の所在するところに事務局を置くことになっておりますので、事務局機能は中心的に美瑛町さんが担っていただくようなことでお約束ができております。ただ、両町協議会で進めていきますので、事務局レベルではこまめに連絡を取り合っていくことを美瑛町とも確認させていただいているところであります。またきちんとは決めていないのですが、事務レベルではこれからいろいろ手続等において正式な文書等を発したりする場合にはそれぞれ決裁をしていかなければならないと思っておりますので、会長・副会長を含めて決裁の在り方なども少し事務局レベルで調整をしていくようなことで、事務レベルで確認をし合っていこうという事で、美瑛町役場と連絡を取り合っているところです。

**○議長（西村昭教君）** よろしいですか。7番、中村有秀君。

**○7番（中村有秀君）** 一応背景はわかりましたけれども、いずれにしても美瑛町と上富良野町が協調しながらこのジオパークを推進していくという事になると、ある程

度美瑛町と上富良野町の対等的な立場のいろんな構成をしていかなければならないのではないかという気がいたします。したがって、事務局は会長の所在に置くという事ですけれども、上富良野の事務局はどこが担当で、誰が事務局会議に出ていくのか確認したいと思います。

もう一点は専門部会という事で、行政部会は別にして4部門という事で、美瑛が3部門、上富良野が1部門という事ですけれども、美瑛はどこどここの部門を担当し、上富良野はどここの部門を担当するのかと。したがって、専門部の部会長・副部会長が運営委員に入っているという事になると、上富良野は専門部の1分野しか持っていないという事になると、そこで意見の反映というのはどうなのかという感じがいたします。美瑛さんは美瑛さんだけでも、例えば先ほど同僚議員が言ったように上富良野体育協会は入っているけれども、美瑛は入っていない。上富良野ライオンズクラブ、上富良野文化連盟もそれぞれ入っているけれども、美瑛のは……。私の持っている資料と違うものですから、その点確認したいということです。もう一つは新聞紙上ではですね、2017年に一応ジオパークの認定を目指すという事で報道されています。しかし予特の中での質問の中で「平成28年に目指す」と。平成28年という事は2016年なのです。すると1年ずれがあるのです。議会広報の中でも新聞に載っているのと町長の答弁していることが違うのではないかと、1年ずれているのではないかと、しかし、町長の答弁に重みを置いて平成28年度に認定を目指すということ。どうも推進協議会の2017年、平成29年と1年違うのですよ。広報委員会の中でも最終的には、そういう答弁をしているからそれを書くよりしょうがないねと。いう事であれしているんで、その点推進協議会の総会の中で、めざす認定は何年度なのかと、私どものこの前の予特の中では平成27年度は会員に入る予備で10万も必要だとか、平成28年度は認定を目指すということと新聞報道が違うものだから、その点いかがなものかという事で、議会広報のかかわりの中で皆さんと議論したけれども最終的にはそう答弁したのであれば、議事録に載っているのであればやむを得ないと。その1年遅れている理由というのがどういう事なのか説明をお願いしたい。

**○議長（西村昭教君）** 総務課長答弁。

**○総務課長（石田昭彦君）** 7番中村議員の御質問にお答えいたします。専門部会と運営委員会の関係ですけれども、上富良野町の方は地域・普及部会の部会長に選任されたという事でありまして、上富良野町がその部会を持つという事ではなく、それぞれの部会には美瑛の方、上富良野の方、例えばA部会には美瑛の方が5名、上富良

野の方が5名というようなことで、それぞれの部会が構成されています。集まった中で部会長さん、副部会長さんを決めてくださいという事で選んでいただいたのが、たまたま4つの部会の内美瑛町の方が部会長になったのが3つあった。上富の方が部会長になられたのが1つだったという事で、3つの部会については上富良野で何もわからなくなるとかそういうふうな事ではありませんし、上富良野町の方が部会長になった部会で美瑛の方が何もわからないという事でもありませんので、御理解をいただきたいと思います。

それから、認定に向けてのスケジュールですけれども、それぞれジオパークのネットワークの中で認定に向けてこれから活動に力を入れていくわけですけれども、当初すこしでも早く認定をうけられるような、そういう事を目指すことが必要だねという事で、両町でなんとか28年度中には認定になるように頑張りたいという思いを持っていたところでもありますけれども、それぞれジオパークのほうのスケジュールもありますし、これからプレゼンをしていかなければなりませんので、設立総会の折に両町で確認させてもらったことは、何とか平成28年度、2016年度中には認定の申請をしたい。ですから認定になるのは2017年度になるかもしれませんが、申請はしっかりと平成28年度中にはできるような活動をしっかりしていこうという事を確認したところでもあります。

町の事務局の関係は企画財政班が担うことになっておりますので、私と企画財政班の主幹、企画財政班のスタッフで2名の職員をジオパークの担当をすることで配置しているところであります。

議事録持ってきていませんが、専門部会についても、副部会長に上富良野からなられている方もいらっしゃいますので、そのような事で各部会の中で割振りするよう決定をさせていただいております。

**○議長（西村昭教君）** 7番、中村有秀君。

**○7番（中村有秀君）** 概略わかりました。専門部会、運営委員会の関係者のお名前をあれした一覧を資料として提出いただきたいという事でお願いしたいと思っております。

次に、平成28年度中に認定申請を目指すという答弁だったけれども、今の話では、私は資料を集めたり、ストーリーを作ったりという事で、認定委員会の方でスケジュールですか、年に何回あれするだとか、そういうものがあるような気がするのです。認定出せばいつでも審査を受けて審査をするという事ではなくて、年に何回かというような関係があると思いますので、そういうような関係がどうなっているかという事で、お知らせをい

ただきたいと思います。それから、予特の関係でも14団体あれでも、他には呼びかけはどうかという話もあったけれども、現実はそのまま14団体に、消防が入っている、上富良野高校が入っているという事で、団体名としては16団体になっているかもしれませんが、その他の団体への呼びかけというのは、規約の中で目的及び事業に賛同する団体という事で、予特以降呼びかけはしていないという事であれなんですか。私は例えば、郷土をさぐる会の関係もありましょうし、それからフットパスの関係ですね。やっぱり山野をあれして地形的にも十分理解をしている。山岳会もありますけれども。そういうような関係もあるものですから、どうかと聞いたらフットパスの関係も一切呼びかけもない。我々郷土をさぐるの関係についてもないという実態がありますので、そういう点では今後呼びかける方法はあくまで事務局で美瑛との関係調整をしながら運営委員会で今後拡大をしていく方向なのかどうか、その点も今後とり進める方法としてどういう考えているのか、その点明らかにしていただきたい。

**○議長（西村昭教君）** 総務課長答弁。

**○総務課長（石田昭彦君）** 7番中村議員の御質問にお答えいたします。専門部会のメンバー・部会長・副部会長、それからスケジュール等の資料につきましては、議長の御判断をいただいて、議会の方に提出をとという事であれば、そのような対応をさせていただきたいと思っております。それから、これからいろいろと賛同する団体に呼び掛けていくことはこれからの活動をしていくうえで大切なことだと理解しておりますので、専門部会のメンバーに入ってくださいとか、入っていただかないとかという事以前にですね、上富良野町として地域でジオパークの認定に向けてしっかりと進めていくうえでは、郷土をさぐる会のようなきちんと組織だてされている団体もありますし、それ以外に例えば農家のお母さんたちが地域の農産物を使った事業展開をされているとか、いろいろな形で地域活動や自主的な活動をされている方々がいらっしゃいますので、そういった一つ一つのいろんな団体やグループの活動が、ジオパークの認定に向けてとても大切な事だというふうに専門家の方たちからもうかがっておりますので、時々に応じて私たちがどのような団体にお声掛けできるのか、また、そういう機運が地域の中で高まっていくのか、そういった経過を踏まえながら地域の皆さんにいろいろな形でお声掛けさせていただければなどと思っております。現在まだスタートしたところありますので、どの様な形でどのように声掛けをしていったらいいのかという事も事務局レベルでもまだきちっとまとまっていない状況であります

ので、これから事務局や理事者を含めて、こんな形で進めていこう、こんな形が必要だねという事を、美瑛町とも協議しながら進めていきたいと考えております。

**○議長（西村昭教君）** 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭教君）** なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第6 議案第3号

**○議長（西村昭教君）** 日程第6 議案第3号 泉町南団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

**○務建設水道課長（佐藤 清君）** ただいま上程いただきました議案第3号 泉町南団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約の締結の件につきまして、提案の内容をご説明いたします。

泉町南団地新築事業は、国土交通省の事業採択を受け、昭和47年から49年度に建設された21棟72戸を平成25年度から31年度までの7か年で10棟72戸に建て替えるものであります。昨年、平成26年度に1号棟が完成し、本年度におきましては2号棟の入札を今般執行したところであります。工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造2階建1棟13戸、延べ床面積1057.01㎡を建築するものであります。工事は建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事の3工種に分割し、上程いただいた建築主体工事につきましては、一般競争入札により特定共同企業体4社の参加があり、4月24日に入札を執行いたしました。結果は、高橋・創成特定共同企業体が、2億4千万円で落札し消費税を加えまして本日議案の2億5,920万円の契約金額となったところであります。参考までに2番札は、アラタ・健名特定共同企業体の2億4,530万円でした。また同日入札の結果、議案外の機械設備工事につきましては一般競争入札により、町内業者4社の参加があり、株式会社有我工業所と4,287万6千円で、また電気設備工事につきましても同じく一般競争入札により、町内3業者を含む6社の参加があり、有限会社大久保電気工業社と2,095万2千円で契約予定としております。

以下、議案を朗読し提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第3号。

泉町南団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約の締結について。

泉町南団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

1、契約の目的、泉町南団地町営住宅新築工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約金額、2億5,920万円。

4、契約の相手方、高橋・創成特定共同企業体。代表者、高橋建設株式会社、代表取締役北川昭雄。

5、工期、契約の日から平成28年3月10日。

以上説明いたします。御審議賜りまして議決くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（西村昭教君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。4番米沢義英君。

**○4番（米沢義英君）** 質問させていただきます。まず第1点目には、今回の入札・契約に当たって、請負金額の支払い方法等はどのようになっているのかお伺いしておきたいと思っております。

それと昨年度においては建築におけるいわゆる監督ですね、その体制の不備も指摘されておりますが、この点今後の中ではどの様に活かされようとしているのかお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、施工の中で不備があった場合の監督ですとか監視体制、あるいは業者に対する建てつけ等も含めて手直し等がある場合が考えられますが、この点お伺いいたします。というのは、今回既に建築された中でも、建てつけ等が、ドアの底なのですけれどもも水平でなく斜めに隙間が空いているのですね。そういった所なんかも、全部ではないでしょうけれども、入居者の方から見に来ていただきたいと声をかけられましたので、今回の入札とは関係ありませんけれども、そういった部分の対処の仕方、どういった体制をとられるのかお伺いしておきたいというふうに思っております。以上です。

**○議長（西村昭教君）** 建設水道課長答弁。

**○務建設水道課長（佐藤 清君）** 4番米沢議員のたゞいまの質問にお答えさせていただきます。まず1点目の支払い方法につきましてでございますが、請求があれば、

前払い金を10分の4の範囲で支払うようになっております。また途中部分検定につきましても、1回予定しております。そういう請求がありましたら、対応するようにしております。2番目の御質問でございますが、監督の体制につきましてでございますが、昨年と同様建築の2名体制で行っていく予定をしております。3点目の施工後の不備があった場合でございますけれども、工事の施工状況等、季節にもよって1年ぐらゐ経ちますとやはり狂い等も出てきますので、調整は行います。今回も昨年の部分につきましてはこれから細かく調整を行って対応していく予定をしております。以上でございます。

**○議長（西村昭教君）** よろしいですか。他に。5番金子益三君。

**○5番（金子益三君）** 関連になるのですが、工事の過程の確認ですとか、工事監査に関するのをもう少し詳しく教えていただきたいのですけれども。終わったことはもういいのですけれども、同僚議員が言ったとおり昨年そういった事がありまして、再発防止という事で我々議会としても後々の、工程の変更があった場合、また各業者と監督官がやり取りをしたものについて、町の書式にのっとった公文書のやり取りを残してほしいという事で意見をさせていただいたのですけれども、そのやり方についてどういうふうになっているのか。また今回は見ると工期も3月の10日までという事で、比較の様々な社会的要因であったりですとか、今本州の方で建築ラッシュになっていたりですね、資材等々の物が若干遅れたりしてもある程度の幅があることによって、入居される町民の皆様にもそういった迷惑がかからないのかなとは思いますが、これら不測の事態にどの様に備えられているのかという事と、合わせて監査がありますので、こういった大きな公共事業の工事監査について今後どのような町として考え方をもちなのか教えていただきたいと思っております。

**○議長（西村昭教君）** 建設水道課長答弁。

**○務建設水道課長（佐藤 清君）** 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。昨年につきましては、杭の搬入が遅くなったり、大工さんの確保が難しくなったりという理由がありましていろいろ工期的にも伸びたという原因があります。今回の部分につきましては、そういう部分を調査しまして問題はないという事で把握しております。また工事期間中にいろいろな部分が発生した場合には、しっかりと業者と打ち合わせ記録メモを取りまして、その都度対応をしっかりとしていきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（西村昭教君）** 5番金子益三君。

**○5番（金子益三君）** ぜひ昨年の轍を踏まえてよりよ

い状況をしていただきたい。1点やってほしいのですけれども、いろいろな事で変わった場合、ギリギリのところでも委員会も含めて議会に提案をされるのではなく、もう少し幅を出していただきながら前もって両者が十分に情報の交換ができるように取り組んでいただきたいのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

○務建設水道課長（佐藤 清君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。大きく変わる要素がございましたら、その機会ごとに説明させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（西村昭教君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。これにて、平成27年第1回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会



上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 27 年 4 月 28 日

上富良野町議会議長 西村 昭 教

署 名 議 員 佐 川 典 子

署 名 議 員 小 野 忠